

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和3年11月19日
東村山市議会議長 あて

議席番号 18番
質問者 村山じゅん子

記

1. 買い物弱者支援について

東京都では、平成29年12月から買い物弱者支援として、区市町村が選定した事業者が移動販売サービスを実施する場合、都営住宅の敷地を無償で提供するとしている。令和に入り、この支援事業を活用する自治体が増えてきている。(R3.9.29現在 7区6市39箇所)

市として、本事業を活用した移動販売サービスを必要とする地域がある場合、すぐに導入できるよう、また都営住宅敷地以外における買い物弱者支援の展開について、以下質問する。

(1) 都営住宅における買い物弱者支援事業について

- ① 買い物弱者支援事業の概要を伺う。
- ② この支援事業を活用する場合の市の役割を伺う。
- ③ この支援事業を活用している自治体の状況を伺う。
- ④ この事業は、自治体ごとに高齢者支援・まちづくり推進・産業振興・地域協働など、担当部署も異なっている。当市で活用したいという申し出がきた場合、担当はどこになるか伺う。
- ⑤ 当市は、都営住宅が非常に多い。この事業を活用できれば助かるという地域もあると考える。このような買い物弱者支援事業があることは知らされているのか、状況を伺う。

(2) 都営住宅以外の買い物弱者支援について

最近、ある地域で移動販売を行っているところを見かけた。定期的にその場所で販売を行っているということだった。

先日、当市が実施した「移動手段や交通手段に関するアンケート調査」の結果によると、将来の移動に不安を持つ割合として、買物への不安は公共交通の利用できる地域で49%、検討地域は63%という結果がでている。公共

交通を市内にまんべんなく利用できるようにすることは、財政面から市も利用者も負担となる。移動しなくても買物ができる環境整備は、高齢化率の増加とともに、必要度も増してくる。市が所有する敷地内や路上等における移動販売サービスの要望も考えられる。

- ① 移動販売サービスを市内の路上等で行う場合、行政の許可が必要な申請はあるか伺う。
- ② 買物弱者支援となる移動販売サービスのあり方について、当市の考えを伺う。

2. おくやみコーナー設置に向けて、できることから早期実施を！

令和元年9月議会一般質問に取り上げた時は、「おくやみコーナー」を設置している自治体は少なかった。しかし、この2年間で100を超える自治体が「おくやみコーナー」を設置して、遺族がおこなう死亡時の手続きに寄り添うサービスを進めている。この死亡手続きのワンストップ化は、市民が必要とするサービスであり、必要な政策と判断されたことの表れと考える。市長からおくやみコーナー等の提案に対して、今後視野に入れて、窓口サービスの機能強化を図っていく必要があるとの答弁があった。当市の検討状況や取り組みについて、以下質問する。

- (1) 「おくやみコーナー」設置が進んでいる自治体の増加について、見解を伺う。
- (2) 研究・検討状況を伺う。(市民サービス・行財政改革の両面から)
 - ① 手続きの簡素化(申請書一括発行サービス)
 - ② 死亡手続きのワンストップ化(窓口スペースの確保など)
- (3) 死亡時の手続きにおいて、新たに取組みまれたことを伺う。
- (4) コロナ禍・ウイズコロナの状況から市役所滞留時間の短縮、フロアの混雑解消も図る必要がある。例えば、大和市のように来所日時を予約してもらい、その日までに必要な申請書に氏名・住所等の記入事項を印字して準備することはできないか、できることから部分的にでも実施可能なサービスは早期に進めていくべきと考える。見解を伺う。